

消火器法定点検等業務 契約約款

(約款の適用)

第1条 関西エアポートオペレーションサービス株式会社(以下「当社」という。)は、この消火器法定点検業務契約約款(以下、「約款」という。)に基づき、消火器法定点検業務、消火器設置業務、その他消火器に係る申請等の業務(以下「本業務」という。)を実施します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更する場合があります。その場合、本業務は変更後の約款によることとします。

(業務の実施)

第3条 当社は、見積書の記載金額を以って本業務を実施します。なお、お客様から特段のご依頼がない場合は、見積書への弊社社印の押印を省略させていただきます。

(業務の完了)

第4条 当社は、本業務の履行後すみやかに報告書等によってお客様の検査を受けるものとし、検査の合格をもって業務を完了したものとします。

(代金の支払)

第5条 契約代金は、前項の検査に合格した後、当社の請求に基づき、お客様に請求書が到達した日の属する月の翌月の末日までに請求書記載の銀行預金口座に振り込んでいただく方法により支払いを受けるものとします。
なお、その際の振り込み手数料は、お客様にご負担いただくものとします。

(契約の解除等)

第6条 本業務に係る履行催告、契約解除等については、民法の定めによるものとします。

(損害賠償)

第7条 当社の責めに帰すべき事由によりお客様が本業務の契約を解除した場合には、当社は、お客様に対して契約金額の10%に相当する額を損害賠償金として支払うものとします。

(協議)

第8条 本業務の履行にあたり疑義が生じたとき又はこの約款に定めのない事項については、お客様と当社で協議するものとします。

(管轄裁判所の合意)

第9条 本業務に関する訴訟等については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この約款は、2013年4月1日から実施します。

この約款は、2014年10月1日から実施します。

この約款は、2019年4月1日から実施します。